

2025年4月30日

会計処理に関する注記

業務執行理事　菅又　久直

1. 当法人は一般社団法人で社員の出資持ち分のない法人であるため、公益法人会計基準（平成20年基準）を採用している。
2. 収益事業（法人税法施行令第5条1項十号請負業）については、法人税法施行令第6条の規定により会計区分を設けて収支計算を行う。
3. 当法人と、当法人の理事である菅又久直（ビジネスインフラ研究所）及び遠城秀和（ITコンサルタント）との取引は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第84条（協業及び利益相反取引の制限）に基づき2024年6月10日社員総会で承認された取引である。

以上